



## 第2編

# 選択・集中 プログラム

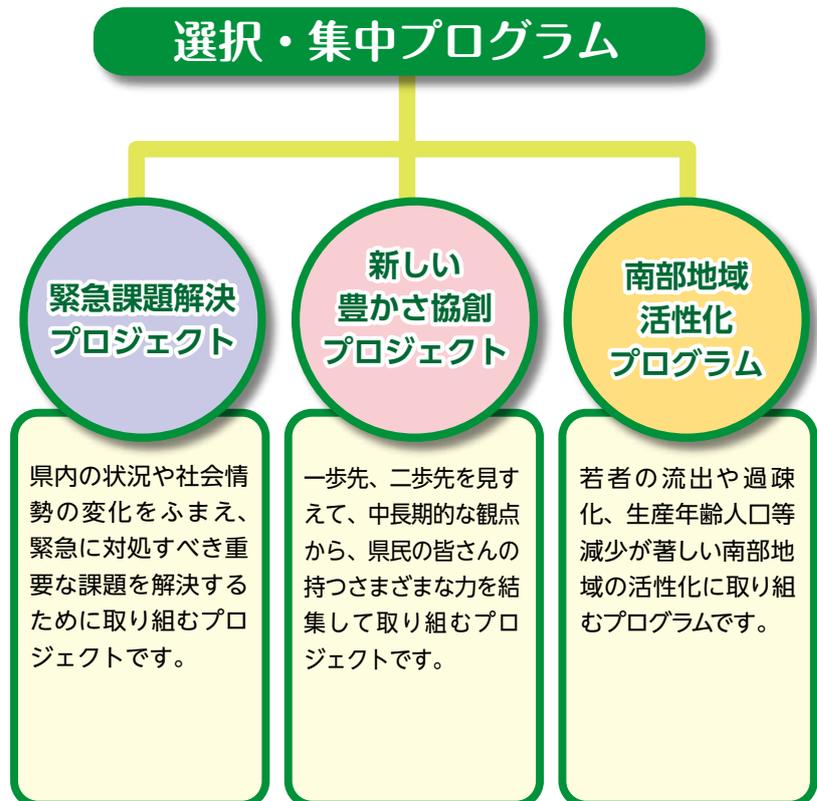
## 第2編

# 選択・集中プログラム

「**選択・集中プログラム**」は、厳しい財政状況のもとで、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中(4年間)に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものです。

「**選択・集中プログラム**」には、「**緊急課題解決プロジェクト**」と「**新しい豊かさ協創プロジェクト**」の2種類を設けるほか、「**南部地域活性化プログラム**」に取り組みます。

「**選択・集中プログラム**」には、各プロジェクト等に、その成果や取り組んだことの効果をあらわす指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。また、進行管理を的確に行い、県民の皆さんに各プロジェクト等の進捗状況をお示しすることができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定しています。



# 緊急課題解決プロジェクト

県政には継続して取り組むものも含め、県内の状況や社会情勢の変化をふまえ、緊急に対処すべき重要な課題があります。10本の「緊急課題解決プロジェクト」は、これらの課題を解決するため、この4年間に重点的に取り組むものです。

「緊急課題解決プロジェクト」は、主担当部局長が進行管理を行います。主担当部局長は、数値目標をはじめプロジェクトの目標の達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行います。

評価結果については、知事と主担当部局長による協議の場において検証したうえで、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プロジェクトの成果と改善方向を公表します。

## 緊急課題解決プロジェクト一覧

- 1 命を守る緊急減災プロジェクト
- 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト
- 3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト
- 4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト
- 5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト
- 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト
- 7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」  
～もうかる農林水産業の展開プロジェクト
- 8 日本をリードする「メイド・イン・三重」  
～ものづくり推進プロジェクト
- 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト
- 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト





# 命を守る 緊急減災プロジェクト

## 解決すべき課題

- 甚大な被害をもたらした東日本大震災や紀伊半島大水害は、自然災害の厳しさと、生きるために備え、逃げることの重要性を改めて知らしめました。私たちは、これらの災害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かしていく必要があります。
- 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害などの大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組み、総合的な災害対応力を強化していく必要があります。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画(仮称)」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

・ 県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目(アクション)の進捗率の平均値

実践取組 1

市町等の取組と連携し、災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進します。

「逃げる」ための課題

を解決するために

1 緊急避難体制の整備

- ① 市町等が地域の特性に応じて実施する減災に向けた環境整備に関する取組を、緊急かつ集中的に支援します。
- ② 避難体制の緊急整備を目的として、避難困難地域等における避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を行います。

2 地域防災力向上に向けた広報活動の展開

- ① 東日本大震災の教訓をふまえ、「備えるとともに、まず逃げる」ことの重要性の認識や家庭・地域における自主的な防災活動の活性化をめざした啓発活動を展開します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
緊急に減災対策を実施する市町の数	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町
防災講演会、研修会等への参加促進	8,000 人	8,500 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人

実践取組 2

木造住宅や公共施設等の耐震化をより一層推進し、地震による建物の被害の軽減を図ります。

「地震による建物被害軽減に向けた課題」

を解決するために

1 木造住宅耐震化の推進

- ① 住宅の耐震化率を向上させ、住民や住まい、さらには、まちの安全性の向上を図ります。

2 公共施設等の耐震化の推進

- ① 県立学校や私立学校、災害拠点病院等の医療施設、社会福祉施設の耐震化を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
耐震基準を満たした住宅の割合	80.9% (22 年度)	84.5%	86.4%	88.2%	90.0%
県立学校の耐震化率	98.2%	99.0%	100%	100%	100%
私立学校の耐震化率	86.4% (22 年度)	88.4%	91.6%	92.4%	92.4%
災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22 年度)	71.4%	77.1%	80.0%	82.9%

県の災害対応力を強化するため、東日本大震災で明らかとなった課題や最新の知見等をふまえて、防災・減災に向けた取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた体制の整備を行います。

### 1 新たな防災対策の計画的な推進

- ① 地震被害想定調査を実施し、この結果をもとに「三重県地域防災計画」を見直すとともに、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定を行います。

### 2 大規模災害に対応する広域的な支援・受援体制の整備

- ① 県内外の広域連携を促進し、効率的な応急・復旧対策活動の実施をめざすとともに、広域的な支援・受援を円滑に進めるための体制整備について検討を進めます。

### 3 災害対応力強化に向けた体制の整備

- ① 大規模地震発生時等の医療提供体制を確保するため、DMA T<sup>※1</sup>の育成支援、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組支援や、災害医療を支える人材育成などの取組を進めます。
- ② 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備等を推進するとともに、大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開<sup>※2</sup>を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。
- ③ 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点として、交番・駐在所の機能強化を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
新たな防災対策の計画的な推進		策定・見直し		新たな取組の計画的な実施	



地域をあげての津波避難訓練



小学校での防災マップづくり

実践  
取組 4

## 「自らの命を自ら守るための課題」

を解決するために

災害時の適切な避難行動の実現や防災・減災に向けた活動の活性化を図るため、防災教育を推進するとともに、地域における取組の核となる人材を育成し、防災意識の高い地域づくりを支援します。

## 1 学校における防災教育・防災対策の推進

- ① 東日本大震災における学校の被災状況をふまえ、学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しを行い、児童生徒の安全を確保し、被害を軽減するために必要な緊急対策を進めます。

## 2 地域防災力向上のための人材育成

- ① 災害に対する正しい知識と高い意識を持つ地域のリーダーの育成や、次代を担う防災人材の育成に取り組みます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	—	50.0%	100%	100%	100%
防災に関連した人材の育成(累計)	0人	80人	160人	240人	320人

実践  
取組 5

## 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」

を解決するために

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取り組みます。

## 1 基盤施設等の緊急整備

- ① 大規模地震・津波の発生に備え、河川施設や海岸保全施設などの機能を確保するための対策に緊急に取り組むとともに、防潮扉や水門などを安全かつ確実に閉鎖するために、動力化や遠隔操作化等を進めます。
- ② 激化する異常気象等に備え、治水上支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去、災害時要援護者関連施設に対する砂防施設の整備などに取り組みます。また、災害時に現地情報を把握できる情報基盤を整備するとともに、住民避難に資する水防情報の提供を進めます。
- ③ 津波被害が想定される地域において緊急総点検の結果に基づく既設避難路の再整備、避難地・避難路を保全するための急傾斜・治山施設や農村地域における避難路として重要となる農道の整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	—	40か所	80か所	140か所	200か所
農地・漁港海岸保全施設等の整備延長(累計)	1,680 m	2,243 m	2,964 m	3,784 m	4,134 m

注)1 DMAT(ディーマツ):災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

注)2 道路啓開:緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。

# 命と地域を支える 道づくりプロジェクト

## 解決すべき課題

- 広域に被害を及ぼす台風や集中豪雨、さらに東海・東南海・南海地震による津波被害など自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが予想されており、これらの災害から地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備、ミッシングリンク(高速道路が繋がっていない状態)の解消が求められています。
- 産業が集積する地域における幹線道路などで交通渋滞が頻発していることや、平成 25(2013)年には式年遷宮を迎えるなど今後さらに多くの来訪者が予想されることから、産業・観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められています。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- ・ 県内の高規格幹線道路や主要な直轄国道、地域高規格道路、アクセス道路の供用延長

実践  
取組 1

「命を支える道づくりに向けた課題」

を解決するために

県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

1 命を支える道づくりの推進

- ① 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」として紀勢自動車道、熊野尾鷲道路や紀宝バイパスなどの幹線道路について、事業主体と連携・協力し整備を促進するとともに、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路にアクセスする県管理道路について、関係機関と連携し整備を推進します。
- ② ミッシングリンクとなっている南部地域の未事業化区間について、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り早期事業化に向けた取組を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
命を支える道の 供用延長	36.6km (22年度)	55.5km	86.8km	88.6km	88.6km

命を支える道イメージ



各地の年間降水量(平成22年)



[出典：道路整備方針(平成23年6月三重県)]

過去の津波高さ(尾鷲)

津波名	時期	津波高さ
宝永東海津波	1707年10月28日	8~10m
安政東海津波	1854年12月23日	6~8m
東南海津波	1944年12月7日	5~8m

[出典：「日本被害津波総覧」渡辺偉夫著 東京大学出版会、「津波調査報告書」(平成7年10月三重県)をもとに作成]



台風により路面陥没した国道42号

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

「地域を支える道づくりに向けた課題」

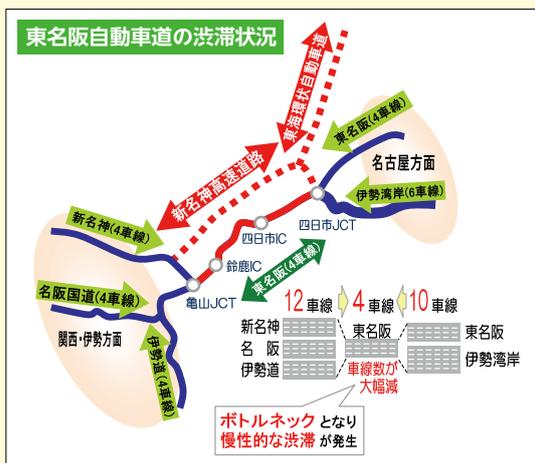
を解決するために

### 1 地域を支える道づくりの推進

- ① 交通需要の対応と交通渋滞の解消に向けて整備を進めている新名神高速道路、東海環状自動車道や北勢バイパス、中勢バイパスについて、事業主体と連携・協力し促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路網を形成する四日市湯の山道路、第二伊勢道路、磯部バイパスや東名阪自動車道へアクセスする県管理道路の整備を推進します。
- ② 新名神高速道路亀山西ジャンクションにおいて先送りとなっているフルジャンクション化(名古屋-伊勢方面を双方向に通行できる連絡道路を付加する計画)の実現や桑名東部拡幅(伊勢大橋)の工事着手、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化、新たな道路網の構築に向けた取組について、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り推進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
地域を支える道の供用延長	26.5km (22年度)	31.3km	42.9km	53.1km	59.2km

地域を支える道イメージ



渋滞量 (km・時間) (平成 23 年)



【東名】岡崎地区については、東名暫定3車線運用後はほとんど渋滞がない状況 (県土整備部調べ)



# 命と健康を守る 医療体制の確保プロジェクト

## 解決すべき課題

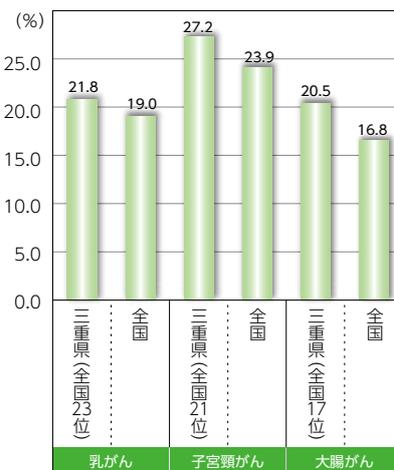
- 県内の医師数は、全国平均を大きく下回り、地域間、診療科目間および病院・診療所間の偏在が拡大しています。また、減少傾向にある若い世代の医師の確保・定着促進が急務となっています。
- 看護職員についても、依然として不足しており、確保・離職防止対策の充実のほか、高度化・多様化する医療現場に的確に対応できる看護職員の養成が重要な課題となっています。
- 地域によっては救急医療をはじめとする医療提供体制の維持が困難となる状況が生じており、医療資源を有効に活用するための対策が必要です。
- 県民の死亡原因の第1位はがんであることから、総合的ながん対策を進める中で、特に全国と比較して低位で推移しているがん検診の受診率の向上に向けた取組を強化するとともに、肝臓がん発症の主な原因であるウイルス性肝炎の早期治療を推進する必要があります。

三重県内の医師・看護職員数 (単位：人)

	医師数 (平成22年10月1日現在)		看護職員数 (平成22年12月31日現在)	
	病院勤務医師		看護師	助産師
全国	152.6		744.6	23.2
三重県	118.6 (全国45位)		701.8 (全国38位)	16 (全国47位)

【いずれも人口10万人あたりの人数(病院勤務医師数は、常勤換算後の人数)  
出典：医師数 厚生労働省「平成22年医療施設(動態)調査・病院報告」  
出典：看護職員数 厚生労働省「平成22年衛生行政報告例」】

三重県のがん検診受診率



【出典：厚生労働省「平成22年度地域保健・健康増進事業報告」】



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。
- 県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。
- がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

## プロジェクトの数値目標

<b>目標項目</b> 二次救急病院における 勤務医師数	<b>H23 (現状)</b> 1,305 人 (22 年度)	<b>H24</b> 1,322 人 (23 年度)	<b>H27</b> 1,373 人 (26 年度)
<b>目標項目</b> がん検診受診率(乳がん、 子宮頸がん、大腸がん)	<b>H23 (現状)</b> 乳がん 14.0% 子宮頸がん 19.0% 大腸がん 18.2% (21 年度)	<b>H24</b> 乳がん 22.4% 子宮頸がん 25.4% 大腸がん 24.8% (23 年度)	<b>H27</b> 乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26 年度)

### 【目標項目の説明】

- ・県内の二次救急病院(33 病院)における勤務医師数
- ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率

## プロジェクトの構成

### 実践 取組

# 1

医師や看護師等の不足・偏在に対応するため、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みの構築などの対策に取り組めます。

### 1 医療従事者の確保

- ① 県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりとその運用等を行う「三重県地域医療支援センター(仮称)」の運営や、女性医師の子育て・復帰支援、指導医の確保・育成等、若手医師のキャリア形成と医師の不足・偏在解消の取組を進めます。
- ② 不足する看護師、助産師などの確保に向けて、看護学生の県内就業率の向上、新人看護職員の離職防止、潜在看護職員の復帰支援などに取り組むとともに、医療現場のニーズをふまえた資質の高い看護職員の養成を支援します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	192 人	205 人	217 人
県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	637 人 (22 年度)	644 人	651 人	658 人	665 人

「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために

医療資源を有効に活用するため、医療に関する情報を提供し、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療体制の充実を図ります。

「地域の救急医療体制の課題」

を解決するために

### 1 適切な受診行動等の普及啓発

- ① 県民の皆さんの適切な受診行動を促進し、医療機関の機能分担・機能連携を進めるため、医療に関する情報提供や適切な受診行動等について普及啓発を進めます。
- ② 救急医療情報システム等を活用して、初期救急医療機関に関する診療情報を提供します。

### 2 救急医療体制の充実

- ① 周産期医療体制および小児救急医療体制の整備を図るとともに、二次救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関等の施設・設備の整備や病院群輪番制病院における救急医の確保に対して支援等を行います。
- ② ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営支援など三次救急医療体制の充実を図ります。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460 機関 (22年度)	510 機関	535 機関	560 機関	585 機関

がんに対する不安・悩みを解消するため、予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進します。

「がんに対する不安・悩み」

を解消するために

### 1 がん予防・早期発見の推進

- ① がんの予防・早期発見のため、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、検診による死亡減少効果が高い乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、ウイルス性肝炎の早期治療を推進します。

### 2 がん治療・予後対策の推進

- ① がんの治療と予後に関して、がん治療に携わる医療機関の施設、設備、緩和ケア人材等の充実や切れ目のない医療連携体制の充実を図るとともに、相談体制・情報提供の充実を図ります。また、地域がん登録を実施して、県内のがんの罹患状況等を把握し、科学的な根拠に基づくがん対策を推進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436 人 (22年度)	690 人	810 人	930 人	1,050 人

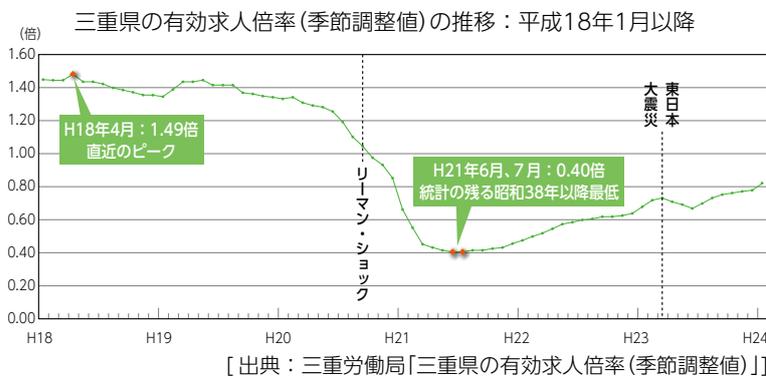


訪問診療

# 働く意欲が生かせる 雇用確保プロジェクト

## 解決すべき課題

- 東日本大震災等の影響により、依然として厳しい雇用情勢の中で、働きたい人に働く場が提供され、自らの力を最大限発揮できるよう、雇用確保の取組が求められています。
- 雇用の場の不足が続く厳しい状況を解決するためには、改めてその重要性が認識されている中小企業の成長や新たなビジネス創出、農林水産業の振興等を図っていくことにより、雇用の場を創出するとともに、中小企業や農林水産業への就労促進、新たなビジネスを担う人材育成などが必要となっています。
- 働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた能力開発機会の提供や、求人数が求職者数を上回る福祉・介護職場への就労等を促進することにより、ミスマッチを解消し、厳しい雇用情勢を緩和させることが求められています。
- 新卒未就職者の増加など、厳しい状況にある若年者に対し、安定した就労に向けた支援が求められています。



県民の皆さんに成果をお届けします(プロジェクトの目標)



- 中小企業の成長支援や新事業の創出、農林水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- 厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### 【目標項目の説明】

- ・ 県内労働力人口に占める就業者の割合
- ・ 本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数

## プロジェクトの構成

### 実践 取組

# 1

「雇用の場の不足」を産業振興の視点から

解決するために

中小企業の成長に必要な人材の確保や新事業の創出など、産業振興を図っていく中で、雇用の場を創出するとともに、雇用に結びつく視点から、大学、大企業、中小企業および経済団体と連携した新たな仕組みづくりや人材の育成に取り組めます。また、農業・水産業への就業・就労を促進していくため、市町や関係団体等と連携し、地域で支える新たな仕組みづくりに取り組めます。

### 1 中小企業の成長を支える人材等の確保・育成

- ① 中小企業の技術力・製品の品質向上や海外の市場開拓を担う人材の確保・育成を図ることで、中小企業の成長と雇用の場の創出につなげるため、大学、大企業、中小企業および経済団体と連携し、技術力と営業力を持った企業OBや大卒者、留学生等と中小企業とのマッチングの新たな仕組みづくりに取り組めます。

### 2 新たな産業創出等による雇用の場の創出

- ① 中小企業が自社の持つ既存の技術をベースに、自らの強みを生かしつつ時代のニーズを捉えた異分野への進出を促進するため、大学、金融機関等の関係機関と連携し、力強い企業家人材の育成等に取り組む、雇用の場の創出につなげます。

### 3 農業・水産業への就業・就労支援

- ① 若者などの農業・水産業への就業・就労を促進するため、求人や研修受入等に係る情報発信とあわせて、市町や関係団体等と連携し、人材育成や就業・就労支援を行う新たな仕組みづくりに取り組めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
事業参加者の県内中小企業への就労	－	30人	30人	30人	30人
新規就農希望者等への就業・就農支援	－	100人	100人	100人	100人
漁師育成機関の整備推進(累計)	－	2か所	2か所	3か所	3か所

実践取組 **2**

働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた職業能力開発の機会を提供するとともに、求人数が求職者数を上回る福祉・介護職場への就労等を促進することにより、ミスマッチの解消を図ります。

「求人と求職のミスマッチ」

を解消するために

**1** 職業能力開発等の機会提供

- ① 離職者等を対象に、就職につながるよう多様な職業訓練を実施します。
- ② 女性一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて就労することができるよう、相談および情報提供を行います。

**2** 福祉・介護職場への就労支援

- ① 福祉人材センターに福祉・介護職場に係る求人・求職情報を集約し、ニーズや適性に合った求人・求職のマッチングを行うとともに、職場体験や職場説明会の実施などにより、福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援を行います。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	189人 (22年度)	210人	230人	250人	270人

実践取組 **3**

未就職卒業者をはじめとする厳しい雇用環境に置かれた若年者を対象に、就職への意識付けにはじまる人材育成を含めた、途切れのない就労支援を行います。

「若者の未就職や不安定な就労状況」

を解決するために

**1** 高校生への支援

- ① 高校生が必要かつ適切な情報や知識を得て、幅広い職業選択を行い、地域産業の担い手として職業的・社会的自立を果たせるよう、関係機関と連携して就職対策に係る支援を行います。

**2** 若年求職者等への支援

- ① 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアカウンセリングやセミナー等の総合的な就職支援サービスを提供します。
- ② 若年無業者の職業的自立に向け、「地域若者サポートステーション」が相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。

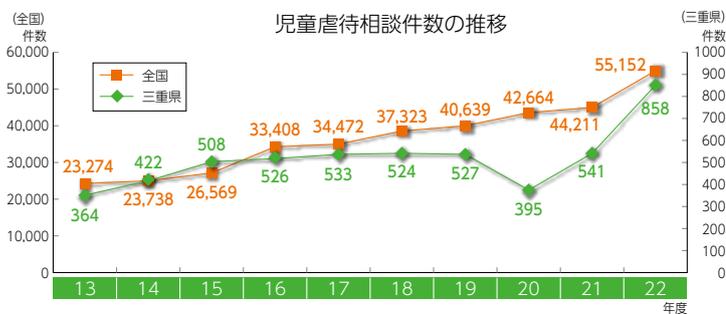
実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県が就職に向けて支援した延べ若年者数	12,470人 (22年度)	12,500人	12,750人	13,000人	13,250人
県立高等学校卒業生徒の内定率	96.8% (22年度)	97.0%	98.0%	99.0%	100%



# 家族の絆再生と子育てのための 安心プロジェクト

## 解決すべき課題

- 東日本大震災を契機として、身近なところでの絆が再認識されている中、この機運が子どもを育む家族の絆の再認識と強化につなげられるよう集中した取組が求められています。
- 児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等が受けにくい若年層への集中的な取組が必要です。また、放課後児童対策について、さまざまな支援が求められています。
- 先行き不透明な社会情勢を背景にして将来に対する不安感や閉塞感が広がる中、安心して子どもを生き育てられるよう、家庭等への経済的支援等が必要となっています。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。
- 若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。
- 子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生き育てられる取組が進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- ・「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数

実践  
取組

1

子どもが豊かに育つためには、家族の関わりが大切であることから、家族の絆の再生と強化に取り組みます。

「希薄化している家族の絆の再生」

を図るために

1 家族の絆づくり

- ① 企業が行う従業員の家族の絆を深めるため「家庭の日」の取組を促進するなど、子どもが育つ場としての家庭の重要性を再認識する機運の醸成を図ります。
- ② 親子や家族がふれあい、絆を深める場として、企業、団体、大学などさまざまな主体と連携・協働して家族と一緒に参加できる機会を増やすなどの取組を進めます。
- ③ 子どもや子育て中の家族を地域社会全体で支えることができるよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などの活動促進にむけた情報提供、交流機会の拡充等を行います。

2 家庭的養護体制の充実

- ① 三重県における子どもに対する社会的養護体制のあり方を検討し、要保護児童が家庭的な養育環境の中で、きめ細かなケアが受けられるよう、児童養護施設等における小規模グループケアの促進や里親・ファミリーホームへの委託等の環境整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	6,967点	7,500点	8,000点	8,500点	9,000点

実践  
取組

2

子どもを安心して生み育てられるよう、若年層における虐待の予防と放課後児童対策を支援します。

「子どもの育ちに関する課題」

を解決するために

1 若年層における児童虐待の予防

- ① 医療、保健、教育等関係団体と連携し、若者に対して家族観の醸成を図るとともに、若者の抱える性の悩みや望まない妊娠等に対応するため、「妊娠SOSダイヤル(仮称)」の設置や思春期ピアサポーター<sup>※1</sup>の養成に取り組みます。
- ② 若年層の妊娠や出産、子育てに関する不安に対応するために、適切な情報提供とともに、医療、保健、教育等関係団体とのネットワークづくりなどに取り組みます。

2 放課後児童対策の支援

- ① 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置および運営に対して支援します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
思春期ピアサポーター養成者数	-	30人	60人	90人	120人

子どもを安心して生み育てられるよう、家庭等への経済的支援を行います。

### 1 子どもの医療費助成

- ① 子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、子ども医療費助成制度について、補助対象を小学校6年生まで拡大します。

### 2 不妊治療への経済的支援および不妊専門相談の実施

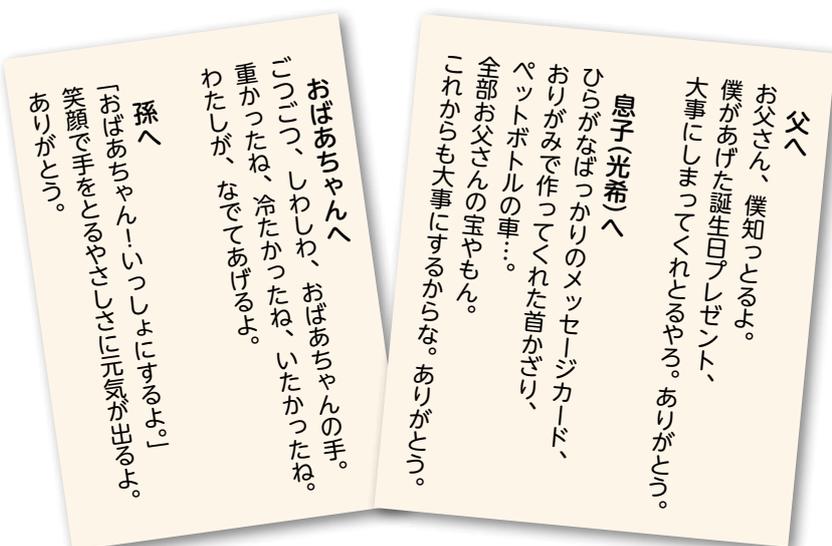
- ① 不妊に悩む夫婦が安心して治療に臨めるように、不妊治療に対する経済的支援を行うとともに、専門相談体制の充実に取り組みます。

「子育てに関する経済的な不安」  
を解消するために

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで				



子育て応援！わくわくフェスタ



一行詩コンクールペア部門作品



「みえ次世代育成応援ネットワーク」  
マスコットキャラクター  
みっぶる

注)1 思春期ピアサポーター：思春期特有の悩みや相談を共有し、互いに支え合える仲間。



# 「共に生きる」社会をつくる 障がい者自立支援プロジェクト

## 解決すべき課題

- 全ての人障がいの有無に関わらず、地域社会の中で権利の主体として「共に生きる」社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が地域社会で生活するためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の充実が必要であり、引き続き整備を続ける必要があります。
- 障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分ではなく、多くの障がい者が在籍している福祉的就労における工賃も依然として低い現状にあります。
- 個々の利用者のニーズに対応したサービスの組み合わせや、地域で利用できるサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応でき、ライフステージに応じた途切れのない相談体制の充実が必要です。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。
- 障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるよう、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

## プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	242人 (22年度)	253人	278人

### [目標項目の説明]

- ・ 県の就労支援事業(障がい者就労支援事業、農福連携・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等)によって就労した障がい者数

実践  
取組 1

障がいのある人が、地域で安心していきいきと暮らせるように暮らしの場や日中活動の場の整備を進めます。

「地域での生活基盤の不足」  
を解決するために

1 暮らし、日中活動の場の整備

- ① 誰もが地域で暮らすことができるようにグループホームやケアホームを整備するとともに、これまで難しいとされてきた重い障がいのある人たちのグループホーム等の利用を支援します。
- ② 急増する特別支援学校卒業予定者に対応し、日中活動ができるよう、場の整備を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
障がい者の日中活動を支援する事業 <sup>注1</sup> の利用者数	4,438人 (22年度)	4,838人	5,038人	5,238人	5,438人

実践  
取組 2

障がいのある人が、地域で働きながら暮らせるように、就労の場や多様な働き方の提供を進めるとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

「働くことへの課題」を解決するために

1 特別支援学校における就労支援の充実

- ① 特別支援学校に職業に関するコース制を導入し、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を図るとともに、企業等で人事、総務部門の経験を有する外部人材を配置し、職域開拓をさらに充実します。

2 福祉分野における就労支援の充実

- ① 就労の機会と安定した収入の確保に向けて、共同受注窓口<sup>注2</sup>の取組を実施します。
- ② 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労でない新しい働き方である社会的事業所<sup>注3</sup>の設置を支援します。

3 農福連携による就労支援の促進

- ① 福祉事業所の農業参入や農業経営体への障がい者の就労を促進するため、農業者への意識啓発や支援体制の整備などの取組を実施します。

4 企業における就労促進等

- ① 障がい者の働く場を広げるため企業への働きかけを行うとともに、地域の事業所等での職場実習により障がい者の就労を促進します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
民間企業における障がい者の実雇用率	1.51%	1.54%	1.58%	1.62%	1.65%
福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	12,400円 (22年度)	13,000円	13,300円	13,600円	13,900円

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制を整備します。

日常生活上の支障や不安

を解決するために

### 1 広域的・専門的な相談支援体制の整備

- ① 障がいのある人が個人のニーズや特性、ライフステージに応じた途切れのない相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備を行います。

### 2 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ① 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援ツールとして、「パーソナルカルテ<sup>注4)</sup>」を作成し、情報を円滑に引継ぐことができる相談支援体制を整備します。

### 3 こどもの発達支援体制の強化

- ① 肢体不自由児および発達障がい児とその家族が適切な医療・福祉の支援が受けられるよう、地域支援機能を高めるとともに、県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,090人	5,310人	5,530人	5,750人



特別支援学校での作業学習



公園清掃(施設外就労)の風景

注1 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)。

注2 共同受注窓口：82ページをご覧ください。

注3 社会的事業所：82ページをご覧ください。

注4 パーソナルカルテ：113ページをご覧ください。



# 三重の食を拓く 「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

## 解決すべき課題

- 本県の農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、グローバル化の進展、生産物価格の低迷など厳しい状況に置かれており、県民の皆さんに食や就業機会を提供している農林水産業の活力低下が懸念されています。
- 国民の価値観やライフスタイルの変化、急速な少子高齢化などを背景に、消費者や食品産業事業者等が求める県産品を流通・販売から消費までを考えて企画・生産する取組を、県内各地域で早急に定着させることが重要です。
- 「作る、獲る農林水産業」から「売れる農林水産業」への転換を進め、本県の強みである「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現をめざすことが不可欠です。このため、農林水産業が、素材生産に加えて付加価値の創出に取り組んでいくための環境づくりを早急に進める必要があります。また、農林水産業と食品産業等企業、大学や研究機関、行政や関係団体等が連携する中で県産品の企画・開発力を強化していくとともに、本県の魅力や県産品等の価値の情報発信と戦略的な営業活動を連係させ、集中的・重点的に展開していくことが重要です。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 三重の食を拓く「みえフードイノベーション<sup>注1</sup>」の創出をとおして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

## プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数(累計)	—	50 件	200 件

### [目標項目の説明]

・「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数

実践  
取組

1

「発信力・営業力の強化に向けた課題」

を解決するために

「もうかる農林水産業」、さらには「もうかる三重」に向け、本県の強みである「食」の魅力等の情報発信の強化に取り組むとともに、国内外に誇れる県産品等を積極的に売り込むための環境整備等を進めることにより、本県のブランド力を向上させます。

1 県産品等の営業活動の積極的な展開

- ① 三重県営業本部<sup>注2</sup>のもと首都圏等における営業機能を強化し、本県のさまざまな魅力や価値が、三重県営業本部の活動を通じて国内外から共感を呼び、地域産業の活性化や三重の認知度向上につながるよう、効果的な情報発信に取り組めます。
- ② 三重ブランドをはじめとする県産品について、事業者等と連携する中で面的にとらえて情報発信していくとともに、県内の生産者や事業者等が国内外で販路拡大をめざす取組を支援します。
- ③ 見た目に劣るものの強度に問題なく、緑の循環<sup>注3</sup>に貢献するエコブランド「あかね材」の認知度向上を図るとともに、住宅関連企業をはじめとするさまざまな主体と連携し、「あかね材」の売れる仕組みづくりに取り組めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	100	101	105	108	110

実践  
取組

2

「商品開発力の強化に向けた課題」

を解決するために

「三重の食」の魅力等を最大限に生かした商品の開発やブラッシュアップを促進する環境整備等に取り組むことにより、三重の農・林・水のものづくりを支えます。

1 食の魅力を生かした新商品を生み出す仕組みづくり

- ① 消費者の多様なニーズに対応する新しい商品やサービスの開発を促進するため、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション」を創設します。

2 強い魅力を持った農林水産資源の開発・普及

- ① 新しい商品やサービスの素材を安定的に確保・提供していくため、強い魅力を有する農林水産資源やその生産・利用技術等の開発、県内生産者への普及と必要な基盤整備等を進めます。

3 農林水産資源の高付加価値化に取り組む人材の育成

- ① 本県の農林水産資源の高付加価値化を促進するため、優れた県産品の創出に取り組む人材等の育成やもうかる商品づくりに向けた取組への支援を行います。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数(累計)	-	10件	15件	20件	25件

地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開に挑戦していく意欲の醸成や自主的・自発的な取組が生まれる環境づくりに取り組むことにより、「もうかる農林水産業」の実現に向けて県内各地域における創造力の獲得と発揮を支援します。

### 1 地域の自主的・自発的な実践活動の促進

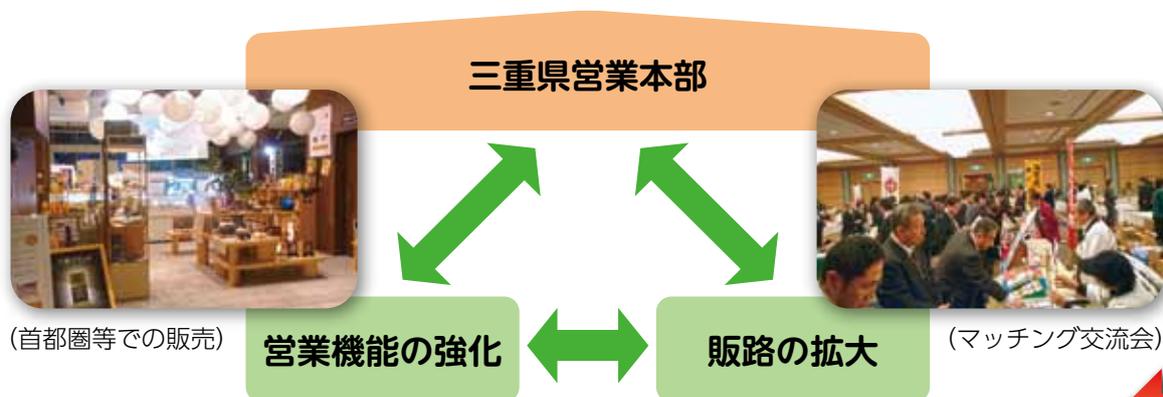
- ① 地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開を促進するため、農業および農村の活性化のための活動プランである「地域活性化プラン<sup>注4)</sup>」や水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」などの策定・実践活動を支援するとともに、豊かな地域資源を活用した製品の開発や地域内流通等の取組拡大を図ります。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
地域活性化プラン等の策定・実践への支援	50 プラン	110 プラン	170 プラン	230 プラン	290 プラン

# みえフードイノベーション・プロジェクトの展開

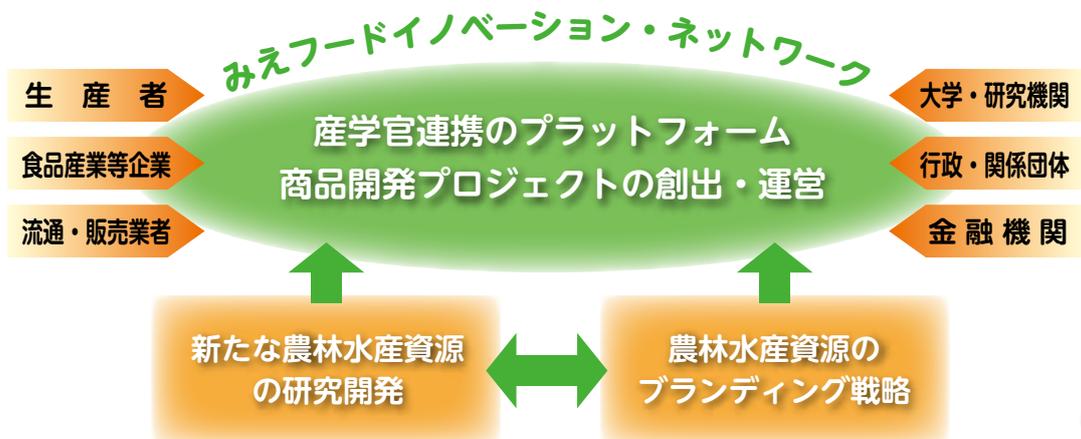
## 「発信力・営業力の強化に向けた課題」の解決

県の強みである「食」の魅力の発信力強化と戦略的な営業活動



## 「商品開発力の強化に向けた課題」の解決

「みえフードイノベーション・ネットワーク」を核にした“ものづくり”



## 「創造力の強化に向けた課題」の解決

農林水産業の産地や農山漁村集落における創造力の獲得・発揮

- 農業・農村の「地域活性化プラン」、水産の「地域水産業・漁村振興計画」などの策定・実践活動支援

注1 みえフードイノベーション：146 ページをご覧ください。

注2 三重県営業本部：177 ページをご覧ください。

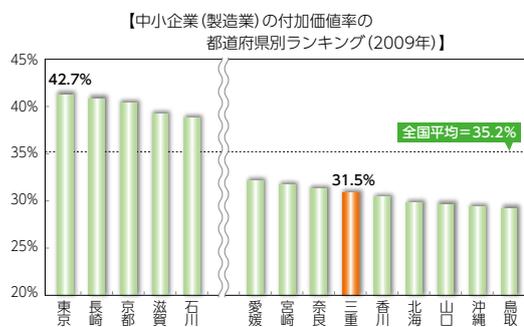
注3 緑の循環：「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返すことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

注4 地域活性化プラン：134 ページをご覧ください。

# 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト

## 解決すべき課題

- 経済のグローバル化と産業構造の転換が進む中、日本の産業は、中国など新興国に市場シェアも奪われつつあります。  
また、歴史的な円高水準が続く中、中小企業が海外からの誘致を受けるなど、国内産業の空洞化への大きな懸念要因も顕在化してきています。こうしたことから、県内に投資を呼び込み、県内企業が操業を続けていける環境の整備が求められています。
- 国内市場規模が縮小し、雇用の場の不足につながっている現状があり、県内ものづくり産業は、海外の成長の機会を取り込むことで県内操業の維持・拡大を図るとともに、特に、中小企業においては、市場拡大を図るために必要な技術・販路開拓・営業力(ネットワークと情報の戦略的活用)等の経営資源の不足を解消し事業拡大に取り組めるよう、環境づくりを早急に進める必要があります。



[出典：経済産業省「工業統計調査」]



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 県内産業の空洞化懸念を払拭し、三重のものづくり産業が、「メイド・イン・三重」として日本をリードし、世界に打っていくことで、産業が活発で県内外から投資が呼び込める環境が整備されています。
- 三重のものづくり産業の強じんな基盤づくりや国内外からの企業誘致を進め、働きがいあふれる雇用の場が増加しています。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- 三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合の平成 23 年度を 100 とした場合の伸び率

実践取組 1

「立地環境の魅力低下」

を解決するために

県内産業の空洞化懸念を払拭し、外資系企業をはじめとした国内外の企業の県内投資に対する魅力低下を解決するため、県内投資を呼び込む新たな仕組みづくりを進めるとともに、企業誘致や県内企業の持続的な操業を促進していきます。

1 県内投資を呼び込む仕組みづくりとネットワークを生かした企業誘致の推進

- ① 外資系企業をはじめとした、国際競争力や成長性のある産業の県内投資を呼び込むため、特区制度の検討や奨励制度などの新たな仕組みづくりに取り組みます。
- ② ネットワーク力を持つ企業・関係機関等との連携によるセミナーの開催や海外の自治体・大学との連携強化に取り組むとともに、海外ミッション団を派遣するなどの積極的な企業誘致を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
外資系企業の誘致	1件	1件	1件	1件	1件

実践取組 2

「海外展開の障害となる課題」

を解決するために

県内中小企業が、高い経済成長を持続する中国やASEAN諸国<sup>注1</sup>等新興国の市場の経済活力を取り込むための海外展開を促進するため、現地における拠点機能づくりを進め、ビジネスチャンスの拡大につなげます。

1 海外展開を支援する拠点機能づくりとネットワークを生かした海外展開の促進

- ① 県内中小企業が海外事業活動を円滑に展開するための仕組みづくりとして、現地における業務支援や相談・情報提供等を行うための海外展開拠点機能づくりに取り組みます。
- ② 海外展開拠点機能を有効に生かせるよう、海外販路開拓に必要な性能評価等の技術支援やチャレンジ意欲を高める情報発信等に取り組みます。
- ③ 県内中小企業の海外展開を加速させるため、既に海外展開をしている三重県ゆかりの企業等によるネットワークを構築するとともに、海外の自治体等との連携づくりや連携強化に取り組みます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
海外展開による取引先の拡大	—	4年間で40社以上が取引を拡大 →			

県内ものづくり中小企業が、高い技術やノウハウを持ちながら経営資源の不足により、市場開拓に結びついていない現状から脱却するために、販路開拓や技術力向上等を支援し、世界に打っていける「メイド・イン・三重」を確立していきます。

### 1 販路開拓への支援

- ① 国内市場環境が変化していく中、従来の取引先以外の新たな市場開拓につながるよう、効果の高い出前商談会の開催や展示会の出展などによる販路開拓支援に取り組みます。

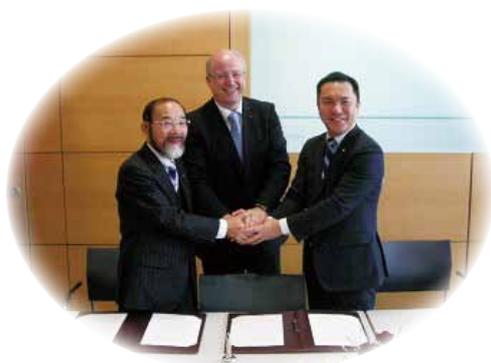
### 2 技術力向上への支援

- ① 新興国における技術や製品の品質向上に先行し、三重県ならではのオンリーワン型の技術等を有する中小企業を育成していくため、世界に通用する高い基盤技術の開発を支援します。
- ② 新たな市場開拓につながる改良開発型・試作品開発型等の技術開発支援に取り組みます。

### 3 地域の特性を生かしたものづくり産業の新たな展開への支援

- ① 伝統産業・地場産業や地域資源を活用した産業などが、地域の特性を生かしたグローバル<sup>注2</sup> ビジネス(スモールビジネス<sup>注3</sup> 等)を誘発していけるよう、地域資源等の棚卸と再発見による魅力づくりを進めます。
- ② ものづくり産業の新たな事業展開等につながるよう、全国のキーパーソンとの連携や県内地域のキーパーソンの育成、ローカル・トゥ・ローカル<sup>注4</sup> の取組などにより、新たなネットワークづくりを進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
世界に誇れるものづくり 中小企業の創出	—	30社	30社	30社	30社



フラウンホーファー研究機構(ドイツ)との協力協定の締結



高度部材イノベーションセンター (AMIC)

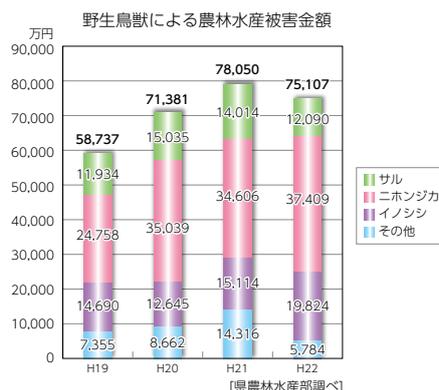
注1 ASEAN諸国：161ページをご覧ください。  
 注2 グローバル：163ページをご覧ください。  
 注3 スモールビジネス：163ページをご覧ください。  
 注4 ローカル・トゥ・ローカル：163ページをご覧ください。



# 暮らしと産業を守る 獣害対策プロジェクト

## 解決すべき課題

- サルやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣による農林水産被害は、農山漁村地域の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地や放置林の増加、野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大などにより、近年、急激に拡大しています。
- 本県の野生鳥獣による農業被害額は全国的にみても上位にあり、地域住民の営農意欲の減退や生きがい喪失などの精神的被害を招くとともに、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じていることから、早急に鳥獣被害防止対策を強化する必要があります。
- 有害駆除等により捕獲された野生鳥獣の肉は、貴重な地域資源となり得る可能性があります。大部分は有効に活用されていないのが実情であり、未利用資源活用の観点からも獣肉の利活用を図っていくことが求められています。



県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- 「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

## プロジェクトの数値目標



【目標項目の説明】

・サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額

実践取組 1

野生鳥獣による農林水産被害の減少を図るため、獣害につよい集落づくりを進めるとともに、被害地周辺での捕獲体制を整備する取組を支援します。

「野生鳥獣による農林水産被害」を解消するために

1 獣害につよい地域づくりの推進

- ① 市町が策定した被害防止計画の着実な実施に向け、侵入防止柵や緩衝帯の整備、鳥獣被害対策実施隊<sup>注1</sup>等の活動に対する支援を行うとともに、獣害対策の集落リーダーや獣害対策の幅広い知識を持った人材の育成を進めます。

2 地域における野生鳥獣捕獲力の強化

- ① 地域住民自らが、鳥獣被害対策実施隊等との連携のもと、わな等を用いて野生鳥獣の捕獲に取り組む体制づくりや捕獲技術の向上のための支援を行います。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
ニホンジカの捕獲頭数	15,393 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭

実践取組 2

消費者が獣肉を安心して食することができるよう、安全性や品質が確保された「みえのジビエ<sup>注2</sup> 食材」を提供できる環境づくりを進めるとともに、新たな高級食材として獣肉を販売できる取組を進めることにより、未利用資源となっている獣肉等の利活用を図ります。

「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために

1 安全・安心な獣肉等流通の仕組みづくり

- ① 安全・安心で品質が確保された獣肉等を安定的に供給できるよう、有害鳥獣等の捕獲から獣肉の利用に至るマニュアル等の作成や、野生獣の有効活用に向けた商品開発等を促進します。
- ② 獣肉等の消費拡大に向け、県産獣肉を購入できる小売店やレストラン等に関する情報提供を行うとともに、レストラン等との連携による高級食材としての利用促進を図るなど、幅広い視点に立った販路拡大を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
有害捕獲野生獣のうち利活用された頭数	800 頭	1,000 頭	1,200 頭	1,400 頭	1,600 頭



水田に設置された野生獣侵入防止柵

かつて野生鳥獣の生息地となっていた森林を再生することにより、集落周辺への野生鳥獣の出現の減少を図ります。

「集落周辺への頻繁な出現」  
を解決するために

### 1 森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出

- ① 集落周辺への野生鳥獣の出現の減少につながるよう、山崩れの防止や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能が適正に発揮され、下草等の植生が豊かで野生鳥獣の生息しやすい森林づくりを進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	—	4地域	4地域	4地域	4地域

ニホンジカによる樹木の皮はぎ被害



みかん園



スギ林



鹿肉・しし肉料理レシピ集

注1 鳥獣被害対策実施隊：有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置など鳥獣被害防止のための活動の実践を目的として、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が設置する組織。

注2 ジビエ：狩猟によって捕獲し食用にする野生鳥獣の肉をさすフランス語。これを用いた料理はジビエ料理と呼ばれる。



# 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

## 解決すべき課題

- 過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者による措置命令の履行などがなされない事案が4つあります。  
この4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)については、生活環境保全上の支障等(人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態)の状況から行政代執行を実施せざるを得ない状況にあります。
- 一方で、このような不適正な処理事案を新たに発生させないように、不適正な処理行為者に対しての厳正な指導に加え、処理責任を有する排出事業者に適正な処理を徹底させる必要があります。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。
- また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- 過去の不適正処理4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数

実践  
取組

1

地域の暮らしの安全・安心を取り戻すため、過去に不法投棄された産業廃棄物について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めます。

「不適正処理事案」  
を早期に解決するために

1 行政代執行による事案の是正推進

- ① 措置命令が履行されない不適正処理事案のうち、四日市市大矢知・平津事案等の4事案について、行政代執行による環境修復事業に着手します。
- ② これらの事案やその他の主要な事案も含め、現場の周辺環境を継続的にモニタリングして住民の安全・安心を確保します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	4件	4件

実践  
取組

2

産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制を確保します。

「新たな不適正処理事案の発生」  
を防止するために

1 排出事業者の処理責任の徹底

- ① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。
- ② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合 <sup>注1</sup>	0% (22年度)	3% (23年度)	10% (24年度)	20% (25年度)	33% (26年度)

行政代執行による不適正処理事案の是正事例



不適正な処分が原因で、3度に亘って火災・悪臭が発生したため、原因者に対して措置命令(火災発生防止の散水や可燃物撤去等)を发出



原因者が措置を講じる見込みがなかったことから、行政代執行(覆土によって空気を遮断し燻焼状態を解消する措置)を実施

注) 1 処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合：多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合。

